

遺児等サポート奨学金給付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、保護者を亡くした児童生徒が、安定した学校生活を送り希望する進路選択に資するよう、当該児童生徒に対し給付する遺児等サポート奨学金（以下「奨学金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において「遺児等」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県内の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（以下「小中学校」という。）に在籍する者

(2) その保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該児童生徒を現に監護する者をいう。以下同じ。）が、東日本大震災以外の要因により死亡した者。ただし、保護者が死亡した後、死亡していない保護者の婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある状況を含む。）、保護者以外の者と当該児童生徒との養子縁組その他これに類する親族関係により、保護者として当該児童生徒を監護する者が2名（原則として、当該2名の者のうち、少なくとも1名は親権を行う者とする。）いる者を除く。

(奨学金の種類等)

第3 奨学金の種類、内容及び支給額は、次のとおりとする。

種類	内容	支給額
月額金	一月を単位として給付し、修学に必要な経費を支援するもの	10,000 円
小学校卒業時一時金	一時に給付し、中学校等への進学に必要な経費を支援するもの	150,000 円
中学校卒業時一時金	一時に給付し、高等学校等への進学等に必要な経費を支援するもの	200,000 円

2 奨学金の給付の対象となる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 月額金 遺児等

(2) 小学校卒業時一時金 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 県内の小学校若しくは特別支援学校の小学部を卒業し、又は県内の義務教育学校の前期課程を修了する者であって、卒業又は修了する年の1月1日から3月31日までの間に遺児等である期間があるもの

ロ 卒業又は修了する年の1月1日から5月31日までの間に第4第4項の申

請を行った者

- (3) 中学校卒業時一時金 次のイ及びロのいずれにも該当する者

イ 県内の中学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業し、又は県内の義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程を修了する者であって、卒業又は修了する年の1月1日から3月31日までの間に遺児等である期間があるもの

ロ 卒業又は修了する年の1月1日から5月31日までの間に第4第4項の申請を行った者

(給付申請等)

第4 新たに月額金の給付を受けようとする者は、遺児等に該当することとなった日以降、遺児等サポート奨学金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に必要書類を添付し、教育長に申請するものとする。

2 当該年度以前に前項の申請を行い、第5第1項の規定により給付の決定を受けた者が、当該年度以降に継続して月額金の給付を受けようとするときは、給付を受けようとする年度の4月1日から4月30日までの間に、遺児等サポート奨学金現況届(様式第2号。以下「現況届」という。)に必要書類を添付し、教育長に届け出るものとする。

3 前2項の申請又は届出は、当該申請又は届出に係る年度分の月額金を対象として行うものとする。

4 一時金の給付を受けようとする者は、申請書に必要書類を添付し、各学校を卒業又は修了する年の1月1日から5月31日までの間に、教育長に申請するものとする。

5 第1項、第2項及び前項の申請又は届出に係る必要書類は、次のとおりとする。

(1) 小中学校に在籍すること又は小中学校を卒業し、若しくは修了すること(見込を含む。)を証する書類

(2) 遺児等を含む世帯の戸籍謄本(第3第2項各号に該当することがわかるもの)

(3) 遺児等を含む世帯全員の住民票の写し(第3第2項各号に該当することがわかるもの)

(4) その他教育長が必要と認める書類

(給付決定)

第5 教育長は、第4第1項又は第4第4項の申請があった場合において、申請者が給付対象者に該当すると認められるときは遺児等サポート奨学金給付決定通知書(様式第3号。以下「給付決定通知書」という。)により、該当しないと認められるときは遺児等サポート奨学金却下通知書(様式第4号。以下「却下通知書」という。)により、申請者宛て通知するものとする。

2 教育長は、第4第2項の届出があった場合において、当該年度の4月1日において給付対象者に該当すると認められるときは給付決定通知書により、該当しないと認められるときは却下通知書により、届出者宛て通知するものとする。

(給付の対象期間)

第5の2 月額金の給付対象となる期間は、第4第1項の申請のあった日(当該申請が遺児等に該当することとなった日から30日以内になされた場合にあっては、遺児等に該当することとなった日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「給付開始月」という。)から、遺児等に該当しなくなった日の属する年度の3月までとする。

(給付の時期等)

第6 第5第1項の規定により奨学金の給付を決定した場合における奨学金の給付対象月及び給付の時期は、奨学金の種類及び申請の時期に応じ、次の各号の表に定めるとおりとする。

(1) 月額金

申請の時期	給付対象月	給付の時期
4月から6月まで	給付開始月から当該年度の9月までの各月分	7月20日
	当該年度の10月から3月までの各月分	1月20日
7月から9月まで	給付開始月から当該年度の9月までの各月分	給付決定後速やかに
	当該年度の10月から3月までの各月分	1月20日
10月から12月まで	給付開始月から当該年度の3月までの各月分	1月20日
1月から3月まで	給付開始月から当該年度の3月までの各月分	給付決定後速やかに

(2) 一時金

申請の時期	給付の時期
1月から2月15日まで	3月20日
2月16日から5月まで	6月20日

- 2 前項第1号の規定は、第5第2項の規定により奨学金の給付を決定した場合について準用する。この場合において、前項第1号の表中「申請の時期」とあるのは「届出の時期」と、「給付開始月」とあるのは「4月」と読み替えるものとする。
- 3 奨学金は、第5第1項又は第5第2項の規定により給付の決定を受けた遺児等（以下「給付決定を受けた遺児等」という。）に対し、口座振替の方法により支払う。

（届出）

第7 給付決定を受けた遺児等又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく、遺児等サポート奨学金異動届（様式第5号）に、別に定める必要書類を添付し、教育長に届け出るものとする。

- (1) 給付決定を受けた遺児等が学校を転校したとき。
- (2) 遺児等に該当しないこととなったとき。
- (3) 奨学金の給付を辞退しようとするとき。
- (4) 給付決定を受けた遺児等が死亡したとき。
- (5) 給付決定を受けた遺児等又はその保護者の氏名、住所又は連絡先に異動があったとき。
- (6) 奨学金の振込先に異動があったとき。

（給付の決定等の変更又は取消し）

第8 教育長は、給付決定を受けた遺児等又はその保護者が次のいずれかに該当すると認められるときは、奨学金の給付の決定の内容を変更し、又は取り消すものとする。この場合において、既に給付を行っているときは、教育長は、当該給付決定を受けた遺児等又はその保護者に対し、その全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨学金の給付を受けたと認められるとき。
- (2) 奨学金の給付を辞退したとき。
- (3) その他奨学金を給付することが適当でないと認められるとき。

2 教育長は、前項の規定により奨学金の給付の決定の内容の変更又は取消しを決定したときは、給付決定を受けた遺児等及びその保護者に対し、遺児等サポート奨学金給付決定変更（取消）通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（その他）

第9 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行し、この要綱による一時金の給付は、平

成 31 年度以降に小中学校を卒業又は修了する者について適用する。

(申請の時期の特例)

- 2 この要綱の施行の際現に遺児等である者及び平成 31 年度中に遺児等となった者に係る第 6 第 1 項の規定の適用については、同項中「4 月から 6 月まで」とあるのは「4 月から 7 月 15 日まで」と、「申請日の属する月の翌月から」とあるのは「申請を平成 31 年度中に行った場合に限り、遺児等となった日の属する月の翌月又は平成 31 年 4 月のいずれか遅い月から」と、「7 月 20 日」とあるのは「教育長が別に定める日」と、「7 月から 9 月まで」とあるのは「7 月 16 日から 9 月まで」とする。

(給付の対象期間の特例)

- 3 令和 2 年 5 月 31 日以前に遺児等に該当することとなった者に係る第 5 の 2 の規定の適用については、第 5 の 2 中「遺児等に該当することとなった日から 30 日以内に」とあるのは、「令和 2 年 6 月 30 日までに」とする。この場合において、同年 3 月 31 日以前に遺児等に該当することとなった者に係る給付開始月は、遺児等に該当することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）又は平成 31 年 4 月のいずれか遅い月とする。

(申請時期の特例等)

- 4 令和 2 年 3 月に小中学校を卒業し、又は修了した者に係る第 4 第 4 項及び第 6 第 1 項の規定の適用については、第 4 第 4 項中「5 月 31 日まで」とあるのは「6 月 30 日まで」と、第 6 第 1 項中「5 月まで」とあるのは「6 月まで」と、「6 月 20 日」とあるのは「6 月 20 日又は 7 月 20 日」とする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。